

仕様書

本仕様書の性質

本仕様書は成田市が委託する業務の受注者を選定するためにあらかじめ提示した内容であり、受注する最低限の内容を示したものである。

(受注者の選定は、プロポーザル方式による随意契約とするが、プロポーザルの際に受注希望者から本仕様書に記載されていない内容の提案があり、その受注希望者と契約することが決定し、当該提案内容が適切であると成田市が判断した場合、提案者はその提案を誠実に実行することとし、提案内容は本仕様書に追加記載して、契約書の仕様書とする。)

1. 委託事業の名称

「成田市介護予防普及啓発事業委託」

2. 目的

介護予防に繋がる基本的な知識を普及啓発し、参加者が有効な知識を身につけることで、日頃の生活においても介護予防に向けた取り組みが実施されることを目的に、運動機能の維持・向上及び認知機能低下予防、栄養・口腔機能の改善などのプログラムから成る介護予防教室を展開する。

3. 対象者

市内に住所を有する65歳以上の者

4. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 委託概要

(1) 教室の周知

事業の参加者を募るチラシ等の作成

(2) 参加者名簿の作成

(3) 次のア～エからなる介護予防プログラムの実施

ア. 運動器の機能向上プログラム

転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を目的とする。

(例：講話・対象者の身体能力を踏まえた評価の上ストレッチ・有酸素運動・筋力トレーニング等)

イ. 認知機能低下予防・支援プログラム

認知機能の維持や低下防止を目的とする。

(例：デュアルタスク運動（コグニサイズ等）・ストレッチ運動・有酸素運動・レクリエーション等)

ウ. 口腔機能の向上プログラム

摂食・嚥下機能の低下予防・改善を目的とする。

(例：口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する機能訓練の維持改善等に関する講話等)

エ. 栄養改善プログラム

「低栄養」「フレイル」をキーワードに、栄養管理や栄養バランスの維持・改善を目的とする。

(例：低栄養状態のリスク、食生活状況、食事内容・献立等の知識等の講話等)

(4) 教室終了時におけるアンケートの実施・集計等

※目標の達成と客観的な生活機能の状態を評価するため、事業初回と最終回で簡易な体力測定や認知機能に関するテストを実施すること。

※上記により実施した体力測定等の内容については利用者本人に通知し、事業での目標設定や、事業終了後の自主的な介護予防の取り組みに役立てることとするこ

と。

※本事業の目的に合うように興味を引くプログラム構成に留意すること。

※インターネット接続設備等を用いた受託者の提案によるトレーニングをプログラムに盛り込むこと。

6. 実施コース（計4コース）

(1) 市が指定する市内3会場または事業者の提案する会場による集合形式の教室3コース。

※市が指定する会場と日程は別表参照。

(2) 自宅等で行うオンライン形式の教室1コース。

※メールやDVDまたはアプリ等により、プログラム動画の配信を行う形式を想定。

7. 実施回数

(1) 集合形式の教室は原則として1コース週1回（全13回以上。ただし開催日が休日であったり開催施設が休館であったりする場合等は翌週以降で開催すること）、オンライン形式の教室はプログラム動画を週1回以上（全48回以上）配信する。

(2) 1回の所要時間は、集合形式の教室はおおむね90分程度、オンライン形式の教室はおおむね30分程度とする。

（3）公衆衛生上感染症等の非常事態や台風、積雪等の悪天候が予報されている場合、受託者の判断で事業を中止することができる。

その際、必ず開催日前日までに市及び利用者へ連絡をすること。

ただし、地震等の予見できない自然災害が発生した場合、受託者の判断で開催日当日でも事業を中止することができる。この場合、直ちに市及び利用者へ連絡をすること。

（4）上記（3）の理由により事業を中止にした場合、その回数の補填は義務ではない。

8. 利用定員

定員は集合形式の教室は各20～30名程度とし、オンライン形式の教室は100名程度とする。

9. 人員配置

（1）集合形式の教室人員配置

健康運動指導士または介護予防運動指導員等、プログラム実施において必要な技能等を有する人員を1名以上を配置すること。ただし、安全面や実施プログラム内容を考慮して、必要と思われる場合は、適切な人員を増員して配置すること。

（2）全プログラム共通

管理責任者を1名配置する。

10. 委託料

委託料は、次のものを含む。

（1）人件費

（2）教材費、医薬材料費、消耗品費、印刷費、傷害保険料、事業実施に伴う諸経費等

（3）インターネット接続・配信に係る設備、プロジェクターその他のプログラムの実施に必要な設備に要する経費

（4）教室の効果・分析等を行い、レポートティングに要する経費

11. 利用者負担

利用者負担は原則として、無料とする。ただし、オンライン形式の教室におけるパソコンやスマートフォン等の機材の準備は基本的に参加者が行い、インターネット接続に伴う通信料金等は参加者の負担とする。

12. 安全管理体制

委託事業を安全に実施するために、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを整備すること。

また、実施に当たっては、有事に際して速やかに対応できる体制を整えること。
なお、事故等が発生した場合は直ちに介護保険課に報告すること。

1 3. 損害賠償

委託業務の実施に際して発生した一切の事故については、その損害を賠償すること。

1 4. 個人情報

提供を受ける個人情報及び事業を行うに当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
事業実施終了後においても、同様とする。

1 5. 書類提出

コース開始前、実施中及び各コース終了後には、次のとおり書類を作成し提出すること。

(1) 開始前

- ア. 事業プログラム・従事職員一覧
- イ. 従事職員の資格を証するものの写し
- ウ. 申込み状況一覧表
- エ. 損害保険加入の確認ができる書類

(2) 実施中

- ア. 参加状況報告書
- イ. 出席者名簿

※毎月末締めで翌月10日まで介護保険課に提出すること。

(3) 終了後

実績報告書、実施評価を各コース終了後、速やかに介護保険課に提出すること。

1 6. その他

- (1) 利用者の意見等をくみ取り、サービスの質の向上に努めること。
- (2) 事業実施中の事故等に備え、傷害保険に加入すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項、もしくは、本仕様書について解釈上疑義の生じる事項があるときは、市と受託者の協議の上実施すること。

別表

会場と日程(予定)

会場	時間	曜日	9月	10月	11月	12月
赤坂ふれあいセンター 定員30名	09:30～11:30 うち90分	毎週水曜日	2日	7日	11日	2日
			9日	14日	18日	9日
			16日	21日	25日	
			30日	28日		
成田エアポート東雲パークゴルフ場 (複合施設) 定員20名	13:30～15:30 うち90分	毎週水曜日	2日	7日	11日	2日
			9日	14日	18日	9日
			16日	21日	25日	
			30日	28日		
豊住公民館 定員20名	09:30～11:30 うち90分	毎週木曜日	3日	1日	5日	
			10日	8日	12日	
			17日	15日	19日	
			24日	22日	26日	
				29日		

所在地及び連絡先

会場名	所在地	連絡先
赤坂ふれあいセンター	成田市赤坂2丁目1番地14 そよらニュータウンアネックスB棟2階	0476-26-0236
成田エアポート東雲パークゴルフ場	成田市堀之内392番地4	0476-32-0181
豊住公民館	成田市北羽鳥2024-1	0476-37-1003